

浜田市告示第 49 号

浜田市若者支援ファンド事業補助金特例要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 3 浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱（令和 4 年浜田市告示第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者（別表第 1 項から第 5 項までに係るものに限る。）が若者（補助金の交付の申請をする日において 39 歳以下の者をいう。）である場合は、同表第 1 項中「5 万円」とあるのは「10 万円」と、「20 万円」とあるのは「40 万円」と、同表第 2 項中「20 万円」とあるのは「40 万円」と、同表第 3 項中「20 万円」とあるのは「40 万円」と、同表第 4 項中「30 万円」とあるのは「60 万円」と、同表第 5 項中「20 万円」とあるのは「40 万円」とする。

様式第 1 号中

「		「
電話番号	を	電話番号
		生年月日
		に
」		」

改める。

（浜田市商業支援事業補助金交付要綱の一部改正）

- 4 浜田市商業支援事業補助金交付要綱（平成 17 年浜田市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者（当該補助対象者が法人その他の団体の場合は、その代表者）が若者（補助金の交付の申請をする日において 39 歳以下の者をいう。）である場合は、別表中「200 万円」とあるのは、「230 万円」とする。

様式第 1 号中

「		「
代表者氏名	を	代表者氏名
		生年月日
		に
」		」

改める。